

令和 4年度

業務設計書（公示用）

業務名： 橋梁長寿命化概略検討業務

令和 4年 7月 単価適用

建設局 土木部 道路維持課 計画係

令和4年度 橋梁長寿命化概略検討業務 橋梁一覧表

No.	橋梁 コード	区	橋名	上部 形式	路線	道通・ 市道：○	グル ープ	架設 年度	供用 年数	橋長 (m)	幅員 (m)	橋梁面積 (㎡)	概略 検討	予備 (設計図)	所在地	点検年度	健全性
1	20004	北区	東茨戸橋	PC橋	市道山口茨戸連絡線	○	③	1990	32	21.10	11.50	242.7	○		北区東茨戸50番2地先	2020	II
2	20019	北区	旧十軒橋	鋼橋	市道十軒第1支線	○	④	1967	55	7.20	5.30	38.2	○		北区雑路町上篠路392番地先	2020	III
3	20055	北区	新琴似五番橋上流歩道橋	鋼橋	市道新琴似5番線	○	④	不明	-	8.90	2.00	17.8	○		北区新琴似9条16丁目	2021	III
4	20055	北区	新琴似五番橋下流歩道橋	鋼橋	市道新琴似5番線	○	④	不明	-	8.90	2.00	17.8	○		北区新琴似9条16丁目	2021	III
5	40003	白石区	東栄橋	鋼橋	市道米里線	○	②	1999	23	64.00	20.00	1280.0	○		白石区米里2211番2先	2020	II
6	40019	白石区	清米橋	鋼橋	市道12号幹道線	○	③	1973	49	48.90	9.00	440.1	○		白石区川北2329番3地先	2020	II
7	40106	白石区	白石環状跨線橋(上)	混合橋	道道札幌環状線	◎	①	1976	46	301.70	13.00	3922.1	○		白石区北郷1条1丁目	2021	III
8	40106	白石区	白石環状跨線橋(下)	混合橋	道道札幌環状線	◎	①	1978	44	301.70	10.50	3167.9	○		白石区北郷1条1丁目	2021	III
9	40160	白石区	北郷通二線橋	混合橋	市道北郷線	○	①	2008	14	278.50	13.50	3759.8	○		白石区平通1丁目北	2021	III
10	45028	厚別区	三里川橋(車)	鋼橋	市道上野幌中央線	○	③	1979	43	40.00	8.00	320.0	○		厚別区大谷地東5丁目	2021	III
11	45028	厚別区	三里川橋(左歩)	鋼橋	市道上野幌中央線	○	③	1984	38	40.00	2.40	96.0	○		厚別区大谷地東5丁目	2021	III
12	45028	厚別区	三里川橋(右歩)	鋼橋	市道上野幌中央線	○	③	1984	38	40.00	2.40	96.0	○		厚別区大谷地東5丁目	2021	II
13	55012	清田区	トンネル二号橋	PC橋	市道清田2号線	○	④	1979	43	8.40	16.00	134.4	○		清田区清田4条2丁目	2021	III
14	55019	清田区	羊清橋(上)	PC橋	市道羊ヶ丘線	○	④	1983	39	10.20	14.50	147.9	○		清田区清田3条3丁目	2021	II
15	55019	清田区	羊清橋(下)	PC橋	市道羊ヶ丘線	○	④	1983	39	10.20	14.50	147.9	○		清田区清田3条3丁目	2021	II
16	60048	南区	精進川1号橋	PC橋	市道中の島登川線	○	④	1959	63	5.30	6.50	34.5	○		南区澄川1条2丁目8-2番地	2021	III
17	70004	西区	天狗橋	鋼橋	市道免寒第12号線	○	③	1990	32	98.60	20.00	1972.0	○		西区免寒17条4丁目	2020	II
18	70036	西区	追分2号橋	PC橋	市道宮丘小学校通西線	○	③	1989	33	15.20	12.00	182.4	○		西区宮の沢2条2丁目	2020	II
19	70046	西区	八軒新橋	PC橋	市道八軒新橋線	○	②	1983	39	36.60	10.00	366.0	○		西区八軒10条東3丁目625番	2021	II
20	75007	手稲区	若松橋	PC橋	市道山口宅造1号線	○	③	1989	33	26.00	12.00	312.0	○		手稲区前田8条19丁目	2020	II
21	75019	手稲区	樽川人道跨線橋	鋼橋	市道樽川線	○	①	1972	50	234.10	3.00	702.3	○		手稲区手稲本町2条5丁目	2021	III
22	75041	手稲区	大滝橋	PC橋	市道大滝線	○	③	2004	18	15.20	10.20	155.0	○		手稲区西宮の沢	2020	II
23	75106	手稲区	楓橋	PC橋	市道土坊排水沿2号線	○	③	1987	35	22.20	16.00	355.2	○		手稲区星置1条1丁目	2020	II
24	75107	手稲区	銀杏橋	PC橋	市道稲穂鉄北線	○	③	1987	35	15.90	14.00	222.6	○		手稲区星置1条1丁目487番先	2020	II
25	75109	手稲区	追分東橋	PC橋	市道追分東線	○	③	1987	35	17.70	6.00	106.2	○		手稲区西宮の沢5条1丁目	2020	II
26	75111	手稲区	手稲跨線橋(車)	鋼橋	道道石狩手稲線	◎	①	1971	51	228.60	9.00	2057.4	○		手稲区前田1条10丁目270番	2021	III
27	75111	手稲区	手稲跨線橋(左歩)	鋼橋	道道石狩手稲線	◎	①	1993	29	107.40	2.00	214.8	○		手稲区前田1条10丁目270番	2021	III
28	75111	手稲区	手稲跨線橋(右歩)	鋼橋	道道石狩手稲線	◎	①	1993	29	61.90	2.00	123.8	○		手稲区前田1条10丁目270番	2021	II
29	75116	手稲区	とちのき橋	PC橋	市道星置2条1丁目1号線	○	③	1988	34	16.70	12.00	200.4	○		手稲区星置2条2丁目476番4	2020	II
30	75142	手稲区	追分手稲通橋	PC橋	市道西宮の沢区画整理24号線	○	②	1995	27	15.80	21.00	331.8	○		手稲区西宮の沢4条1丁目	2021	II
31		手稲区	稲穂5条3丁目ボックス橋(仮)		市道稲穂4条3・4丁目線	○							○				

()	業務名	橋梁長寿命化概略検討業務
-----	-----	--------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

橋梁長寿命化概略検討：一式
橋梁予備設計（設計図作成）：一式

2. 場所

別紙のとおり

3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 5年 3月17日までとする。

4. 図面

なし

5. 仕様書

札幌市橋梁長寿命化修繕計画、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図書、歩行施工ガイドライン、札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドライン、北海道における鋼道路橋の設計および施工指針（北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会）、北海道におけるコンクリート構造物の性能保全技術指針（北海道土木技術協会コンクリート研究委員会）、その他関係資料および特記仕様書による。

6. 特記仕様書

別添のとおり。

橋梁長寿命化概略検討業務仕様書

1. 総則

本仕様書は、札幌市が実施する「橋梁長寿命化概略検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお本業務は、本仕様書によるほか9. その他関連資料等に準拠し、またその他関係諸法規を順守して行なうものとする。

2. 業務の目的

本業務は札幌市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修工事の実設計業務を発注するため、過年度点検結果及び現地踏査を基に調査・設計項目を選定し、概算工事費を算出することを目的とする。併せて台帳作成の基礎資料とするための設計図を作成する。

3. 主任設計者・照査技術者

受託者は、本業務における主任設計者及び照査技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

本業務の主任設計者及び照査技術者は、どちらとも下記の資格要件（I）を満たす者とする。

資格要件（I）	技術士（建設部門－鋼構造及びコンクリート、総合技術管理部門－建設－鋼構造及びコンクリート）、RCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかの資格保有者。
---------	---

主任設計者は、契約図書に基づき本業務に関する技術上の管理を行なうものとする。また屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行なうとともに、本業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

照査技術者は、設計図書に定める又は担当職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、照査技術者自身による照査を行なわなければならない。

なお、主任設計者と照査技術者の兼任は不可とする。

4. 再委託の禁止

受託者は、本業務における主たる部分を再委託してはならない。主たる部分とは下記にあげるようなものをいう。

- (1) 設計計画、業務遂行管理
- (2) 現地踏査
- (3) 調査、設計項目の選定等の技術的判断
- (4) 報告書のとりまとめ

5. 業務内容

5.1 概略検討業務

(1) 計画準備

業務計画書を作成し、当該業務の実施方針、実施方法、取りまとめ方法等を明確にする。また、橋梁台帳、過年度定期点検結果、補修履歴等の資料収集・整理を行う。

(2) 実施設計時の調査・設計項目の選定

1) 現地踏査

現地踏査を行い実施設計業務の調査・設計項目選定等に係る条件の確認を行うとともに、工事実施の際の施工条件の確認を行う。また、貸与する過年度の定期点検結果との比較を行い、損傷の状況等を把握する。また、必要に応じて概略補修数量算出のための計測等を行う。

2) 調査・設計項目の選定

現地踏査、過年度定期点検結果より、対象橋梁毎に実施設計時の調査・設計項目を選定する。それを基に実施設計発注のための数量調書を作成し、作成した資料を補修実施設計一覧表として取りまとめる。その際見積等が必要な特殊な調査・設計項目がある場合は、個別に見積書及び仕様書を作成する。

(3) 概算工事費の算出

現地踏査結果を踏まえ、対象橋梁毎に概算工事数量を算出し、概算工事費を算出する。算出された概算工事費についても、橋補修実施設計一覧表に記載する。

(4) 報告書作成

本業務の成果として、上記項目について取りまとめ、報告書を作成する。また、対象橋梁毎に作成した補修実施設計一覧表を取りまとめる。この一覧表には、橋梁概要、過年度定期点検結果概要（損傷概要）、実施設計発注時の調査・設計項目（数量調書）、概算工事費、実施設計への申し送り事項等を記載する。

(5) 照査

調査・設計項目の選定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、基本条件が適切に反映されているのか照査を行う。

5.2 塗膜調査（アスベスト含有調査）

分析試験の基準

当該役務において、調査対象とする化学物質の判定方法は以下とする。

- ・アスベスト分析（定性）

JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2

5.3 橋梁予備設計（設計図作成）

現地踏査結果を踏まえ、対象の橋梁台帳図（橋梁一般図）を作成する。

5.4 打合せ

業務における打ち合わせは、初回・中間3回・最終の計5回とする。

- ①初回：着手時打合せ
- ②中1：現地踏査結果について
- ③中2：調査・設計項目の選定結果について①
- ④中3：調査・設計項目の選定結果について②
- ⑤最終：成果品（案）について

5.4 設計留意書の作成

概略設計を通じて得た着目点、留意点等について実施設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成する。

6. 成果品

以下の成果品を納品すること。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 報告書（業務報告書） | 1部 |
| (2) 補修実施設計一覧表 | 1部（橋梁毎） |
| (3) 電子データ（CD-R等） | 2部 |
- ・pdfデータ 一式、オリジナルファイル（Excel、Word、CADデータ等） 一式
- (4) その他、業務担当者が必要と認めたもの。また、業務を進めるうえで、設計会社や施工業者から入手した図面等の資料があった場合は、それらを電子化して成果品に含めること。

7. その他

- ・近年の技術の進歩を考慮し、本橋の補修に資すると考えられる工法について、最新の知見を反映すること。
- ・本業務の実施にあたり、新技術・新材料等について活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに努めること。
- ・本業務ほか、引き続き行われる実施設計、補修工事については、札幌市橋梁長寿命化修繕計画に基づき進めることとなるが、補修工法の考え方については、札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドラインを基本としているため参考とすること。
- ・橋梁本体以外（周辺照明設備、ロードヒーティング設備、橋梁前後アプローチ部の舗装・袖擁壁、護岸構造物、添架物件、投物防止柵等）についても、過年度の点検結果、現地踏査結果などを基に補修の対象として検討すること。なお、対応の可否については、監督員と別途協議すること。
- ・現地踏査の結果、補修箇所以外で付属物が干渉している等改善した方が良い箇所が確認された場合は、監督員に報告し、成果に反映させること。
- ・業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、監督員と協議すること。
- ・本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- ・受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

8. 環境負荷低減への取組み

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9. その他関連資料

- 1) 札幌市橋梁長寿命化修繕計画 令和3年12月 (<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/doroi/ji/>)
- 2) 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、土木工事標準設計図集、歩道施工ガイドライン
- 3) 札幌市橋梁長寿命化設計施工ガイドライン 令和2年12月
- 4) 北海道における鋼道路橋の設計および施工指針
平成24年1月 北海道土木技術会鋼道路橋研究委員会
- 5) 北海道におけるコンクリート構造物の性能保全技術指針
平成25年12月 北海道土木技術協会コンクリート研究委員会
- 6) 公社)日本道路協会発行の各種基準、示方書、指針、便覧、等
- 7) 一社)日本建設機械施工協会、一社)日本橋梁建設協会等で発行する図書
- 8) 道路設計要領 令和4年度 北海道開発局
- 9) 道路事業設計要領 令和4年4月 北海道建設部
- 10) 札幌市橋梁長寿命化実施設計手順書(案) 平成29年3月

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。